

事業シート(1)

1 事業番号	- 2	事業名	老人福祉センター管理運営
---------------	-----	-----	--------------

位置づけ	2	所管	健康福祉	局	福祉推進	部	高齢福祉	課	
	3	審査会での対象分野	暮らしの確かな安全・安心を確保します			4	根拠法令	老人福祉法第1条及び第20条の7並びに堺市老人福祉センター条例及び堺市老人福祉センター条例施行規則	
	5	関連する事業	所属名	事業名					

事業概要	6	事業年度	開始 昭和47年度 ~ 終了 年度 (終期を定めていない場合は開始年度のみ)						
	7	事業の背景(実施の経緯)	当事業は、老人福祉法に基づき高齢者福祉の向上のため、昭和47年に堺老人福祉センター(当時の泉寿苑)を設置し、その後、政令指定都市への移行を視野に入れ、老人福祉センターを地域の均衡を図る上で欠かすことのできない生活基盤施設として位置付け、南区、北区、西区、東区、中区と順に整備してきました。現在、美原町との合併に伴い合計7か所の老人福祉センターがあります。						
	8	事業の目的(何のために)	当事業は、老人福祉法第20条の7に基づき、無料で高齢者に関する相談に応ずるとともに、高齢者に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動の場を提供し、高齢者が仲間同士の交流などを通じて、元気で文化的かつ健康的に生きがいのある老後を過ごすことを支援するために老人福祉センターの運営を行っています。						
	9	対象者(誰・何を対象に)	満60歳以上の市民			10	対象地域	<input checked="" type="checkbox"/> 全市事業(全市的に実施) <input type="checkbox"/> ()区で実施	
	11	事業の実施方法 複数選択可能	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託		<input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金		<input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他(指定管理協定)		

直接実施以外の場合の支出先 (財)堺市福祉サービス公社

12	事業内容 (手段・手法など)	老人福祉センターは、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時15分まで開館しています。ただし、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日(敬老の日は除く。)及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)は休館しています。 老人福祉センターの利用に際しては、個人使用申請書に基づく利用証(有効期限5年)の提示により利用することができます。 老人福祉センターでは主に下記のサービスを提供しています。 ・入浴(午前10時～午後3時) ・健康相談 ・健康体操、健康教室及び教育講座等の開催 ・介護予防教室(げんきあっぷ教室) ・趣味・レクリエーション活動の場の提供 (囲碁・将棋、バンパー、カラオケ、華道、茶道など) 老人福祉センターの管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、公募による選定により、サービス内容、指定管理料を総合的に勘案して事業者を決定し、適正なサービスの提供を行っています。						
-----------	-------------------	--	--	--	--	--	--	--

コスト	13		事業費 (千円)	主な内訳 (千円)	人件費 (千円)	総事業費 (千円)
		20年度(決算)	396,487	指定管理委託料等 343,352千円 施設維持修繕料等 53,135千円	3,300	399,787
		21年度 (決算見込)	375,318	指定管理委託料 365,106千円 施設維持修繕料等 10,212千円	3,300	378,618
		22年度(予算)	427,481	指定管理委託料 377,248千円 施設維持修繕料等 50,233千円	3,300	430,781

14	22年度予算	人件費内訳		事業費内訳(千円)			
		従事職員数(人)	人件費(千円)	国・府支出金	市債	一般財源	その他(受益者負担)
	正規職員	0.30	2,550	0	30,000	397,481	0

15	自由記述欄 (1～15を補足する特記事項等)
-----------	---------------------------

事業シート(2)

事業番号	- 2	事業名	老人福祉センター管理運営
------	-----	-----	--------------

16	活動指標 (実績)	指標名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	目標値の設定根拠	
		施設利用者数	人	目標	486,846	595,944	641,708	前年度実績に高齢者人口の増加率(1.05)乗じた値
				実績	567,566	611,151		
	達成率			117%	103%			
	指標名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	目標値の設定根拠		
	目標							
実績								
達成率								

17	効率指標	(単位あたりコスト(総事業費/活動指標))	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
		1人あたりの施設利用に係る経費	円	704	619	671	
			千円				

18	成果指標	指標名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	目標値の設定根拠	
		介護予防げんきあっぷ教室参加者数	人	目標	4,064	5,586	6,300	前年度実績に高齢者人口の増加率(1.05)乗じた値
				実績	5,320	6,000		
	達成率			131%	107%			
	指標名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	目標値の設定根拠		
	健康相談件数	件	目標	58,485	76,745	83,157	前年度実績に高齢者人口の増加率(1.05)乗じた値	
実績	73,090	79,197						
達成率	125%	103%						
【その他】 数値以外の成果があればご記入ください。								

19	活動評価	(A) (80%以上) (B) (50%~80%) (C) (50%以下)	総合評価	(A)・B・C		コメント 老人福祉センターの利用者数は、施設の利用対象者である高齢者の高齢化率に応じて増加しており、いきがいのある老後や介護予防に寄与しているものと考えています。
	効率性	(A) (向上) (B) (現状維持) (C) (低下)				
	成果評価 (効果性)	(A) (80%以上) (B) (50%~80%) (C) (50%以下)				

20	比較参考値 (政令指定都市の状況、国等の基準との比較等)	【政令指定都市の状況】 本事業の方向性を検討するための他市の状況を記入ください。			
		施設数(法定)		施設数(法定)	
		札幌市	A型 10か所	浜松市	特A型 4か所 + A型 7か所 + B型 1か所
		仙台市	A型 8か所	名古屋市	A型 16か所
		さいたま市	A型 5か所 + B型 3か所	京都市	A型 10か所 + B型 7か所
		千葉市	A型 6か所	大阪市	A型 26か所
		横浜市	特A型 1か所 + A型17か所	神戸市	無
		川崎市	A型 7か所	岡山市	A型 3か所
		相模原市	A型 2か所	広島市	A型 1か所 + B型 2か所
		新潟市	A型 7か所	北九州市	A型 1か所
静岡市	A型 8か所	福岡市	A型 7か所		
【国等の基準との比較】 老人福祉センターは、国の「老人福祉センター設置運営要綱」において「特A型」、「A型」、「B型」の3種類に分類され、それぞれに施設に必要な規模、機能及び設備を規定しています。(堺市内の老人福祉センターはすべてA型です。)					
【必要に応じて近隣市の状況をご記入ください】					

事業シート(3)

事業番号	- 2	事業名	老人福祉センター管理運営
------	-----	-----	--------------

21	事業の必要性 A	A	有	(理由) 老人福祉センターは、高齢者の日中活動の場として、毎日1施設平均約300人という多くの利用があり、高齢者の自宅等での引きこもりを防ぎ、仲間同士の交流を通じて生きがいのある老後を過ごすことに寄与しており、地域の介護予防事業の拠点として効率的、効果的に高齢者の健康の維持・増進させることができる施設であるため。
		B	無	

22	実施主体の妥当性 A 事業主体の妥当性 e	A	市が実施	(理由:「市が実施」とした場合は、同種事業における民間等の状況も明記)
		B	民営化	老人福祉センターは無料又は低額な料金で運営する必要があり、民間事業者が主体的に参画する可能性がないため。
		C	その他()	
		実施主体がAの場合	a 市で直接実施 b 全部民間委託 c 一部民間委託 d 市民協働 e その他(指定管理協定)	(理由) 指定管理者制度を導入することにより、運営コストの削減及びサービス内容の充実が図れるため。

23	事業の評価 (実施事業の方法、内容等について、事業の目的合致性、効果性、効率性、社会変化への適応性等から現状の課題及び評価を記入下さい)			
	市民の高齢化、世帯の核家族化、所得格差の拡大などのため、高齢者の生活の状況も様々であり、行政サービスに対する価値観、ニーズも多様化しています。老人福祉センターは高齢者の日中の活動の場の一つとして、より多くの高齢者の利用を促すために無料で各種サービスを提供しています。高齢者が老人福祉センターに通うことにより、自宅等での引きこもりを無くし、趣味やレクリエーション活動や介護予防教室等を通じて高齢者同士の交流を深め、元気で生きがいのある老後を過ごすことが、医療費や介護給付費の適正化にも寄与するものと考えています。			
	事業の方向性 B	A	拡充	(理由:「改善」とした場合は改善内容も記入下さい)
		B	現状どおり	
		C	改善	
		D	縮小	高齢化が進む中、事業の拡充は必要であるが、本市の財政状況や経費対効果を勘案すれば現行での事業運営が適当であるため。
		E	廃止・終了	
		F	その他()	

24	縮小または影廃止した場合	(影響の内容)			
		<input type="checkbox"/> 市民の生命や財産に影響する <input type="checkbox"/> 市民の日常生活(衣食住)に影響する <input checked="" type="checkbox"/> 市民の生命や財産、日常生活には影響しないが、他に影響する <input type="checkbox"/> 市民には直接影響しない <input type="checkbox"/> その他()			
		(影響の出方)			
		<input type="checkbox"/> 影響がすぐさま出る <input checked="" type="checkbox"/> 影響が出る <input type="checkbox"/> 影響がすぐには出ない <input type="checkbox"/> その他()			

(特記事項等)

25	
----	--

老人福祉センター利用状況

	平成21年度利用者数 (開館日数 294日)		平成20年度利用者数 (開館日数 295日)		平成21年度 健康相談	平成20年度 健康相談	平成21年度健康体操・ 健康教室及び教育講座等		平成20年度健康体操・ 健康教室及び教育講座等	
	年間利用者数	1日平均 利用者数	年間利用者数	1日平均 利用者数	件数	件数	回数	参加者数	回数	参加者数
堺老人福祉センター	101,975	347	102,908	349	13,953	14,402	21	355	20	308
中老人福祉センター	82,516	281	81,604	277	11,750	10,917	11	299	11	345
東老人福祉センター	113,260	385	119,137	404	14,018	15,285	12	346	12	555
西老人福祉センター	85,222	290	85,310	289	8,006	8,367	12	419	12	324
南老人福祉センター	77,157	262	72,932	247	14,721	13,895	12	348	12	387
北老人福祉センター	110,845	377	105,675	358	10,145	10,224	11	514	9	397
美原老人福祉センター	40,176	137			6,964		0	0		
合 計	611,151	2,079	567,566	1,924	79,557	73,090	79	2,281	76	2,316

(注1)

(注2)

本市における最近の高齢者人口数値					注1)
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	健康相談では、利用者の血圧の測定中に生活習慣や栄養改善などの 健康相談・指導を行っています。
高齢者人口(人)	164,451	172,056	179,508	185,555	注2)
(前年比増加率)	1.046	1.043	1.034		健康体操: 3B体操、ストレッチ体操などの実技運動 健康教室: 「介護予防で生涯現役」、「ストレスと上手につきあうコツ」 などの講習会 教育講座: 「ふせごう救急事故」、「振込詐欺に遭わないために」などの

老人福祉センター利用証発行枚数													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
平成21年度	9,208	563	439	361	303	342	368	297	295	317	297	398	13,188
平成20年度	210	157	146	119	112	139	173	192	141	152	143	69	1,753

H21年度の発行枚数は、利用証の一斉更新によるものであり、平成20年度分は、新規の利用証の発行枚数です。

堺市立老人福祉センター 指定管理者募集要項 <概要版>

施設の概要

(1) 堺市立中老人福祉センター

場所 : 堺市八田南之町162番地
施設規模 : 鉄筋コンクリート造 地上2階
: 延床面積 1,038.39㎡
施設内容 : <略>

(2) 堺市立東老人福祉センター

場所 : 堺市日置荘原寺町195番地の1 東支所内
施設規模 : 鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階の1階及び2階の各一部
: 延床面積 1,087.00㎡
施設内容 : <略>

(3) 堺市立西老人福祉センター

場所 : 堺市鳳東町6丁600番地 西支所内
施設規模 : 鉄筋コンクリート造 地上7階地下1階の5階部分
: 延床面積 1,278.00㎡
施設内容 : <略>

(4) 堺市立南老人福祉センター

場所 : 堺市御池台5丁2番7号
施設規模 : 鉄筋コンクリート造 地上2階
: 延床面積 1,101.33㎡
施設内容 : <略>

(5) 堺市立北老人福祉センター

場所 : 堺市常磐町1丁25番地の1
施設規模 : 鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階
延床面積 1,368.65㎡
施設内容 : <略>

指定管理者が行う業務

(P3～4「堺市立中、東、西、南、北老人福祉センター指定管理者の仕様書<概要版>」参照)

指定期間(予定)

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(5年間)

利用料金などの取扱い

施設使用料は市長が特に定める場合を除き無料。

経費の支払い

指定管理業務に係る経費は、委託料として会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払う。委託料の支払額や支払時期、支払条件は協定書で定める。

応募資格

次の全ての要件を備える法人。

- (1) 高齢者に係る福祉事業の実績を豊富に有し、かつ、大阪府内に主たる事務所を有する法人。
- (2) 老人福祉センターの設置理念に基づき、一括して5箇所の老人福祉センターの管理運営業務を遂行することができる能力を有する法人。なお、グループによる応募は不可。

評価項目

指定管理者を選定する際の基準は、条例第12条第3項に規定する指定の要件等を基本として、次の評価項目に基づき、提出書類中の内容を公正かつ適正に審査し、選定する。

指定の要件等	評価項目	配点
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。	管理運営の方針	5点
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。	経営状態と高齢者福祉事業の実績	10点
(3) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。	個人情報保護等に関する考え方 地域サービス向上の考え方 利用者意見の反映・情報提供の考え方	10点
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。	人員配置の考え方 人材育成の考え方 維持管理の考え方 緊急時対策	20点
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができるものであること。	管理運営を行う意欲 自主事業の実施計画	25点
(6) 管理経費の縮減が図られるものであること。	経費削減の考え方と方法 管理にかかる収支計画	30点

選定審査方法

前掲の評価項目に基づき、堺市健康福祉局指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類の審査、面接審査により選定する。

審査の結果、選定団体として該当者なしとする場合がある。

協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、次の事項について、市と協議を行ったうえで、老人福祉センターの管理に関する協定を締結する。

- 事業計画に関する事項
- 業務の適正な履行に関する事項
- 個人情報の保護に関する事項
- 事業報告に関する事項
- 委託料及び支払い方法に関する事項
- 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- リスク分担
- その他市長が必要と認める事項

堺市立中、東、西、南、北老人福祉センター指定管理者の仕様書<概要版>

老人福祉センターの管理に関する基本的な考え方

老人福祉センターを管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 老人福祉センターが地域の高齢者に対して、各種相談業務並びに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することによって、高齢者の明るい生活を営ませるといふ設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の人権を尊重するとともにその意見を管理運営に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 安全かつ効率的な運営を行うこと。
- (5) 管理運営経費の縮減に努めること。
- (6) 地元地域との連携を図ること。

開館時間、休館日

開館時間・・・ 午前9時から午後5時15分まで

休館日・・・ 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（敬老の日は除く）及び年末年始（12月30日から翌年の1月4日までの日）

業務内容

(1) 施設の運営業務

1) 職員の配置等に関すること

管理責任者（所長）及び防火責任者を配置し、開館時間中は看護師を常駐（おおむね浴室利用時間については2名を常駐）させること。

職員の配置、勤務形態及び雇用形態については、業務の運営管理に支障がないよう定めること。特に人員は、事故等の発生に対応できるよう配置すること。

職員に対しては、人権研修のほか業務の運営管理に必要な研修を実施すること。

2) サービスの提供

案内業務・・・ 利用者及び外部からの問い合わせ等に対応すること。

相談業務・・・ 高齢者の生活及び健康に関する相談業務を行うこと。

指導業務・・・ 高齢者の生業及び就労に関する指導を行うこと。

各種講座の開催、レクリエーション活動

入浴サービス・・・ 浴室利用時間は午前10時から午後3時までとする。

その他・・・ 老人福祉センター利用者間の交流会や、市内7ヶ所の老人福祉センター間の交流会を支援・実施すること。

3) 自主事業の計画、実施

4) 月次報告

5) 使用許可に関すること（利用証・許可証の発行、確認）

6) 苦情処理

7) 給茶器の設置

8) 西センター及び東センターの駐車場における駐車券の処理

9) マニュアルの作成

高齢者が使用する施設である関係上、浴室等での事故が発生することが考えられるので、事故が発生した場合の対応マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。また防犯、防災対策についても、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

10) 閉館の連絡

4. 閉館時間 で定める暴風警報発令に伴う閉館が生じた場合、その旨、市（高齢福祉課）まで連絡を入れること。

11) 文書管理

12) 業務及び利用者情報等の引継ぎ

(2) 施設設備の維持管理業務

1) 老人福祉センターの適切な運営のため、設備等に関する保守業務を行うこと。

2) 浴室の管理に関して毎年、本市保健所・環境衛生課が行う公衆浴場に関する研修会に必ず参加すること。浴室管理は、環境衛生課からの通知や研修会の内容を遵守すること。

3) 北センター、南センターの駐車場の管理を行うこと。

4) 施設の改修等に関して、次に掲げる事項については、市が直接行うこととし、これ以外の費用については指定管理者が管理経費から負担すること。

施設・設備の大規模改修

必要に応じて協議により定める事項

5) 施設及び設備が使用に耐えなくなった場合又は損傷した場合で、その原因が指定管理者の故意又は過失にあると市が認めたときは、指定管理者がその損害の全部又は一部を賠償すること。

(3) その他

1) 施設賠償責任保険に加入すること。

2) 施設内での事故防止に努めること。事故等が発生したときは、速やかに、かつ適切な処置を講じるとともに市（高齢福祉課）に報告を行うこと。

3) 利用者等からの意見等を施設の運営に取り入れるよう努めること。

その他の事項

- ・ 施設の目的外使用の取扱い等
- ・ 守秘義務の遵守、個人情報の保護、情報公開の取扱い
- ・ 環境への配慮について
- ・ 経理事務等について
- ・ 備え付けの物品と物品の購入等
- ・ 業務を実施するにあたっての注意事項
- ・ 原状回復